

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 28 年 10 月 3 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、法第 242 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、次の 2 点について主張しているものと解される。

(1) 平成 23 年 8 月 30 日付けで締結された豊洲新市場土壤汚染対策工事（6 街区）契約（以下「本件工事契約」という。）は、都民・都議会に嘘をついた契約であり、違法・無効であり、責任者に工事金額等の請求を求める。

(2) 前都知事が、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に定める特定有害物質の測定期間を遵守せずに豊洲新市場の開場時期を決定したことで、市場関係者は損害を被ることとなったため、前知事に当該損害を補填させることを求める。

(1) の主張について、本件工事契約は、平成 23 年 8 月 30 日付けで締結されているところ、請求人は、盛り土がなされていないことが発覚したのが平成 28 年 9 月 10 日であり、速やかに監査請求したものであることから、本件工事契約後 1 年を超えて監査請求したことは、法第 242 条第 2 項ただし書に定める正当な理由があると主張して

いる。

正当な理由の有無については、平成14年9月12日の最高裁判所判決によれば、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」としている。

そこでまず、「当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるとき」について見ると、平成3年8月7日の東京地方裁判所判決では、「(住民が) 本件各支出命令又は本件売買についての調査を開始したのは、(中略) 議員に対し匿名の電話通報があったことを端緒とした旨主張」したことに対し、決算書等に当該支出命令等が記載されていたとして、「議会又は一般報道によって本件売買又は本件各支出命令に関する問題が取り上げられず、又は個別の通報がなくとも」、住民は「通常の方法による調査によって、本件売買の存在及びこれに基づいて本件各支出命令がされていることを知り得たものと認められる」と判示している。

また、平成21年2月24日の東京高等裁判所判決では、「(市の優良工事施工業者を表彰し、恩賞として随意契約の締結権を付与する市の恩賞随意契約制度について、住民が) 本件恩賞制度の非公表、随意契約の相手方選定理由の非公表及び市議会での隠ぺい答弁を理由として、平成16年6月下旬の時点まで本件恩賞制度を知り得なかったのが正当な理由があると主張」したことに対し、「本件各契約の存在及び内容を知れば、これについて住民監査請求をすることができるのであり、本件恩賞制度の存在及び内容を知らなければ本件各契約について住民監査請求をすることができないというものではない」と判示している。

加えて、平成3年2月27日の東京地方裁判所判決では、「正当な理由とは、請求人が監査請求の対象となる行為を知り、又は監査請求をすることにつき何らかの客観的な障害があって監査請求期間内に監査請求をし得なかった場合等をいうものであって、監査請求の対象となる行為自体の内容ないし違法性の程度に関わるものではない」と判示している。

これらの判決から、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときとは、住民が相当の注意力をもって調査したときに、その財務会計行為の違法性等を知り得た時点ではなく、その財務会計行為自体がなされたという事実を客観的にみて知ることができるようになった時点であると解される。

次に、「住民が相当の注意力をもってする調査」について見ると、平成19年2月14日の東京高等裁判所判決では、「マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる

情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである」と判示している。

また、前掲平成21年2月24日の東京高等裁判所判決では、「本件恩賞制度及びこれを規定する本件運用基準は、(中略)市の広報誌に掲載されたり、インターネット上に公表されておらず、これらが各業者や報道機関等に公開されていたとまでは認められない(中略)し、随意契約の相手方の選定理由もインターネット上に公表されていなかったが、他方で、随意契約についての情報公開請求をし、又は、(中略)市の担当部署に問合せれば、本件恩賞制度についても、随意契約の相手方の選定理由についても、開示され、説明を受けることができたのであるから、これらが(中略)市によりことさらに非公表とされ、一般市民に対して秘密にされていたものとは認められず、(住民が)、平成16年6月下旬の時点まで本件恩賞制度を知り得なかったということは到底できない」と判示している。

そこで、本件請求について見ると、豊洲新市場の土壌汚染対策工事については、平成23年2月に公表された平成23年度の「東京都予算案の概要」及び「主要事業」において、土壌汚染対策工事を行う旨が記載されている。また、本件工事契約については、同年7月15日付けの東京都公報特定調達公告版で入札公告が行われ、同年9月15日に開催された都議会経済・港湾委員会において報告され、その速記録は同年中には都議会ホームページ等で閲覧可能となっている。さらに、平成23年度の「東京都中央卸売市場会計決算書」には、本件工事契約について、契約年月日、金額、契約先が記載されていることが認められる。

以上のことからすると、平成23年度の中央卸売市場会計決算が都議会定例会の認定に付された平成24年9月頃には、遅くとも請求人が相当の注意力をもって調査すれば、本件工事契約の存在及び内容を知ることができたと考えられる。

法第242条第2項が監査請求期間を1年間とした趣旨は、昭和63年4月22日の最高裁判所判決によれば、「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」ので、速やかにこれを確定させようとするところにある。

したがって、監査請求が可能となった時点から約4年以上を経過した平成28年10月3日になされた本件請求は、相当な期間内になされたものとは解することはできず、同項ただし書に定める正当な理由があると認めることはできない。

(2)の主張について、前都知事による豊洲新市場の開場時期の決定は、行政上の決定行為であって、法第242条第1項に定める財務会計上の行為に該当しない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。